

# 自由同和

## 大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を！
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

### No. 4 3 4

2023年(令和5年)4月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局  
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F  
電話(072)224-1111

■発行人 畑中幸司  
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

## 自由同和会第38回全国大会

- 日 時 令和5年5月26日(金) 午後2時～4時
- 場 所 自由民主党本部 8階大ホール
- 参加費 3,000円(資料代含む)
- 記念講演 テーマ「LGBTを取り巻く現状と課題について」  
講師/元参議院議員 松浦 大吾



## 2023(令和5)年度 大阪市同和問題関連連部局との要望書協議

### 2023(令和5)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書

大阪市長 松井 一郎 様 2022(令和4)年11月17日

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年に渡り続けられてきました、同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。この法律の第6条に規定する部落差別の実態調査が平成30年度から令和元年度にかけて実施され、令和2年6月に調査結果が公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、議員立法として国会へ提出される予定の「LGBT理解増進法案」、いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載がありますが、「人権擁護法案」が前提であったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機関の設置が幾度も勧告されております。平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回報告に対しても平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択され、同じ内容の勧告が出されました。

この総括所見の勧告に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方法務局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵害事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを出し、法律でもない訓令の「人権侵害事件調査処理規定」を持ち出している苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し保護し、及び監視するための国内機構を設置する」との条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告が平成28年6月に提出されていますが、国連から令和元年10月にこの報告に対し34項目の質問がなされ、その中でパリ原則に従った独立した人権監視の仕組みを設立するためにとられた措置についての情報提供が求められていますので、勧告されることは予想されましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延から遅れていた審査が本年の8月22日・23日にスイス・ジュネーブの国際連合にて行われ、総括所見が9月9日に公開されましたが、やはりパリ原則に基づく国内人権機関の設置が勧告されました。これらことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に直直し、一日も早い成立を図り、国内人権機関としての「人権委員会」が設置されますよう、大阪府におかれましてはご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策事業特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就業形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのために、これら残存する格差はもとよりその要因を解消するべく新たな施策の拡充を要いたします。

自由同和会大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、市民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、市民の皆様理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪府におかれましては、あらゆる人権問題の解決は重要施策であり、特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なるご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1 松井一郎市長の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。

#### 2 基本要件

- (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
- (2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
- (3) 令和3年度に発生し、大阪府及び大阪府教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。  
また、同和問題解決のため、大阪府及び大阪府教育委員会が行っている啓発事業や学校教育の実施状況を明らかにされたい。
- (4) 「大阪府人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。
- (5) 同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための施策を拡充されたい。
- (6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」を悪用したエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。
- (7) 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。
- (8) 同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。
- (9) 待機児童問題や保育士不足そして保育の質の低下などが懸念されるが、大阪市の対策を明らかにされたい。
- (10) 安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
- (11) 新型コロナウイルス感染症拡大における影響の長期化が予想されるなか、事業者への経済的支援が引き続き必要であると考えられるが、具体的に施策・事業が遂行されるため組織・体制をどのように考慮されているか明らかにされたい。
- (12) 新型コロナウイルス感染症に感染された人や医療従事者等に対する差別や偏見で誹謗中傷や排除が見受けられることから、啓発活動を強力に推進されたい。また、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別されないよう配慮されるとともに、啓発活動を推進されたい。
- (13) 「ストーカー規制法」が昨年の5月にはGPS機器や居場所が分かるスマートフォンアプリの悪用を禁じた3回目の改正が行われた。また、今後もDV被害者の増加が予測されるが、大阪府が把握されている過去3年間の相談件数を報告されたい。また、緊急避難場所としての民間シェルターも少なく財政基盤が脆弱で運営が厳しいのが実情であるので、大阪府よりの財政支援を考慮していただきたい。
- (14) 高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも 世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。  
また、高齢者の増加に伴い介護を必要とされる高齢者も増えており、例えば「老老介護」や「家族介護」のための介護離職などにより、経済的困窮や介護疲れからネグレクトや悲惨な事件になることもある。介護者への支援体制の取り組みをどのようになされているのか。また、施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数は足りておらず、経済的な理由により有料の老人ホームには入所できないのが現状である。公的年金で入所可能な介護施設の充実等についても対処されたい。
- (15) 旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。
- (16) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。

- (17) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、働くひとり親家庭からの新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況等はどのようになっているのか。また、働くひとり親家庭への支援制度の進捗状況を報告されたい。  
また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など生徒の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、教育と福祉の連携されているのか。また、子ども達への学習の中にも介護などを学べる機会を作っていただきたい。
- (18) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛中での家庭内でのDVや児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。また、児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれている。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員が足りていないのが現状と言われているが、どのように取り組まれるか明らかにされたい。  
また、令和3年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。
- (19) SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。  
匿名であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事から、インターネットリテラシーについて、市民や教育現場に周知されるよう対策を講じられたい。  
また、削除依頼をする場合は、言論の自由を配慮して慎重に行われたい。
- (20) ILO111号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止するILO第190号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。
- (21) 「いじめ防止対策推進法」が平成25年施行され9年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラー・スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの 拡充を図り、重大事態の回避を図っていただきたい。  
学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等に一層力を入れ、学校への徹底した指導をされたい。
- (22) 日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金の「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し無利子枠を増やすとともに「給付型奨学金」の拡充を要望していく。  
大阪府におかれましては、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。
- (23) 学校における性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)が通知されていますが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪府として学校に働きかけられたい。  
また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなど性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。
- (24) 学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考えられる。道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。
- (25) 地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組みされると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

## 2023(令和5)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書 大阪市回答

1  
**松井一郎市長の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

同和問題(部落差別)に関して、インターネット上での誹謗中傷や部落差別を助長・誘発するような書き込みなど、悪質な差別事象が発生していることは認識しています。また、市民意識調査の結果を見ても、数値は改善しているものの、依然として結婚や住宅の選択に際して忌避意識が残っています。

国においては、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、本市においても、インターネット上の差別事象について大阪法務局に対して削除要請を依頼するなど、粘り強く適切に対応していくとともに、今後とも、法律の趣旨を踏まえ、同和問題(部落差別)の一日も早い解決をめざし、取り組んでまいります。

また、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題(部落差別)をはじめとする、さまざまな人権課題の解決に向け、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき人権啓発・教育や相談などの取組みを推進しています。

今後とも引き続き、国や大阪府と連携しながら、さまざまな人権課題の解決に向け取り組んでまいります。

### 基本要 求 2-(1)

「**部落差別の解消の推進に関する法律**」に則り、**新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、さまざまな取組みを進めているところです。

平成28(2016)年に「部落差別解消推進法」が施行されており、本市としましては、引き続き国や大阪府と連携しながら、同和問題(部落差別)の早期解決に向け取り組んでまいります。

### 2-(2)

「**部落差別の解消の推進に関する法律**」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

国に対しては、法務省に「人権救済等に関する法制度の確立について」として、「児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等のほか、インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。また、平成28(2016)年4月には「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。」という要望や、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について」として、「国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、必要な財政措置を講じてください。」という要望などを大阪府や大阪府市長会等と連携して行っています。

### 2-(3)

**令和3年度に発生し、大阪市及び大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。**

**また、同和問題解決のため、大阪市及び大阪市教育委員会が行っている啓発事業や学校教育の実施状況を明らかにされたい。**

市民局 人権啓発・相談センター／教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

人権啓発・相談センターが把握している令和3(2021)年度の同和問題をめぐる差別事象は22件で、その内訳は、落書きが1件、電話が2件、投書が13件、発言が2件、その他が4件となっています。

このような事象は、今なお根強く存在する偏見や差別意識、忌避意識が顕在化したものであり、同和問題(部落差別)に関する人権啓発DVDの貸し出しや人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」への記事掲載、作品募集事業や各種広報媒体の活用のほか、人権啓発推進員・企業啓発支援事業などの研修を通して啓発活動に取り組んでいます。

教育委員会が把握している各学校園における令和3(2021)年度の同和問題に関する差別事象は0件です。学校園における同和問題に関する差別事象が起こった際には、教職員による共通理解、学級・学年の子どもたちへの指導等、迅速に対応し、同和問題に対する理解の充実と人権尊重の精神の涵養に努めています。今後とも国からの指導・助言等に基づきながら、部落差別の解消に向けた教育及び啓発を進めてまいります。

教育委員会では、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されたことを受け、平成30(2018)年度に「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を改訂しました。

本実施計画に基づき、各学校園でのより一層の人権教育の充実を図るため、「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を記述するなど、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら学校園での教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行うよう指示しています。

引き続き、全学校園において、それぞれの実態に応じた「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案ならびに具体的な取組みの推進に努めてまいります。

平成30(2018)年度には、各校において同和教育の一層の充実を図ることができるように、「学力の基礎としての人権教育個別の課題の実践デザイン～同和教育～」の実践資料集を作成しました。この資料については、すべての教職員が個々の端末で閲覧・活用できるように、大阪市教育センターの「waku×2.com-bee ポータルサイト」へ掲載しています。

教育委員会としましては、今後とも引き続き、「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」に基づき、各学校園が作成した「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」をその実態に応じた具体的な実践としてすすめられるよう支援するとともに、年度末には各学校園の取組みの評価を集約し、まとめてまいります。そして、発行しました実践例の活用をさらに進め、より一層の人権教育の推進に努めてまいります。

### 2-(4)

「**大阪市人権行政推進計画**」の進捗状況を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 人権啓発・相談センター

本市では、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際人権都市大阪」をめざして、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しています。

本計画では、日常生活でもなじみの深い車を走らせる様子に例えて、標識(人権の視点!100!）、道しるべ(「人権が尊重されるまち」指標)、エンジン(人権教育・啓発)、エアバッグ(人権相談・救済)とし、この4つの柱立てにより具体的な取組みを推進しています。

「人権の視点!100!」については、全所属(府市共同設置の局のうち、府が幹事団体となっているものを除く。)において、事業や施策に人権の視点を取り入れた取組みを掲げ、毎年度、PDCAサイクルによって評価・改善を行う「人権の視点!100!実行プログラム」を策定し、取組みを進めています。

「人権が尊重されるまち」指標については、本市として進めている施策の進捗がどのようになっているかを市民に分かりやすく示すため、人権関連の施策・計画の目標値及びその達成状況等について取りまとめたものを、毎年度改訂し、公表しており、令和4(2022)年度版についても現在改訂作業中です。

「人権教育・啓発」及び「人権相談・救済」については、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設である大阪市人権啓発・相談センターにおいて、市民と協働して地域に根ざした実効性のある啓発事業を実施するとともに、専門相談員による人権相談窓口を開設し、コロナ差別を含めた様々な人権侵害の救済に向けて効果的な支援を行っています。

### 2-(5)

**同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための施策を拡充されたい。**

### 2-(6)

「**部落差別の解消の推進に関する法律**」を悪用したエセ同和行為の増加が危惧されるが、**同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取組みを明らかにされたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 人権啓発・相談センター

エセ同和行為は、同和問題に関する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多く

の人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すもので、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。そのため法務省を中心に、エセ同和行為の実態把握に努めるとともに、「エセ同和行為対応の手引」を作成するなど、その排除にむけた取組みを進めています。

本市においても、企業のみならず広く市民に対して、エセ同和行為の排除に関する啓発用DVDを提供するなど、啓発の推進に努めるとともに、情報交換や対応策の協議をする場として大阪法務局に設置された「エセ同和行為対策関係機関連絡会」において、関係機関と相互に連携を図っているところです。

今後とも、法務局等関係機関との連携のもと、エセ同和行為の排除に向けた啓発に努めてまいります。

## 2-(7)

**同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

大阪市人権施策推進審議会の答申「今後の人権行政のあり方について」の中で、「人権行政を推進するための枠組み」として、「推進の中核を担う部署においては、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権擁護の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の観点からの評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要がある。」としています。

本市ではこの答申をふまえ、市政運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、さまざまな人権課題に関する解決方策の検討を進めるため、全庁的な「大阪市人権行政推進本部」を設置し、全部局・区において人権尊重の視点からの取組みを進めており、今後とも全庁的な総合調整機能を果たせるように積極的に取り組んでまいります。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき国が実施し、令和2(2020)年6月に公表された「部落差別の実態に係る調査」の結果報告で示された「今後の施策の在り方」を踏まえ、引き続き、教育・啓発や相談などに粘り強く適切に対応してまいります。

今後とも、「大阪市同和問題に関する有識者会議」の意見をお聴きし、その内容について「大阪市人権施策推進審議会」に報告するなど、同和問題(部落差別)の一日も早い解決に努めてまいります。

### 2-(8)

**同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

令和5(2023)年度予算編成においては、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、引き続き補てん財源に依存することなく取入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組みを進めるとともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進めることとしています。

また、自律した自治体型の区政運営の推進に向け、基礎自治行政に関しては、区長が区の特性や地域の実情に即した施策を展開・充実できるよう、その決定権に基づき、局予算も含め予算を編成することとしています。

限られた財源のもと、局・区が連携して、より効果的、効率的な人権施策の推進に努めてまいります。

### 2-(9)

**待機児童問題や保育士不足そして保育の質の低下などが懸念されるが、大阪市の対策を明らかにされたい。**

こども青少年局 保育施策部 保育企画課 保育・幼児教育センター

待機児童問題に際しましては、民間保育所の新設や既存施設の増改築、認定こども園、地域型保育事業所などの施設整備に加え、保育士宿舍借り上げ支援事業、新規採用保育士特別給付に対する補助事業などの保育人材確保対策事業等の整備によらない対応により、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を計画的に進めています。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や生きる力の基礎を培う重要な時期であることから、大阪市保育・幼児教育センターでは、さまざまな就学前施設(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等)の教職員を対象とした研修会・研究会を企画・実施するとともに、就学前教育カリキュラムの普及・啓発、発幼こ小連携・接続事業の推進、幼児教育・保育に関する調査・研究等に取り組み、本市における幼児教育・保育の質の向上を図っています。

### 2-(10)

**安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取組みを明らかにされたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 人権啓発・相談センター

本市では、若年者、障がい者、ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」に対する就業支援を重要な柱として取組みを進めています。

市内4ヶ所の「しごと情報ひろば」では、キャリアカウンセラーによる職業相談・職業紹介を行うとともに、一人ひとりの支援ニーズや可能性に応じた就業支援を各就業支援機関と連携しながら推進しているところです。また、「しごと情報ひろば天下茶屋」・「しごと情報ひろば西淀川」・「しごと情報ひろば平野」においては、ハローワークとの一体的運営を実施しており、ハローワーク職員の常駐により取組みを進めています。

今後とも、国及び大阪府の施策と連携を図りつつ、市民の就業を支援する取組みを進めてまいります。

一人ひとりの人生に大きな影響を与える就職にあたっては、いかなる差別も許されるものではなく、すべての人びとの職業選択の自由を確保するとともに、就職の機会均等を保障し、基本的人権を尊重した公正な採用選考の実現が不可欠です。

本市では、大阪府内において毎年6月の「就職差別撤廃月間」において、関係行政機関・大阪市企業人権推進協議会等関係団体と連携した取組みを行っており、区の広報紙や大阪市ホームページへの啓発記事の掲載などの手法により就職差別の撤廃を訴えています。

また、市内企業における人権啓発や人権研修を側面から支援・推進しており、その中で、企業において人権問題が正しく理解され、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考システムの確立が図られるよう、「公正採用選考人権啓発推進員」制度の周知に努めています。

今後とも、大阪労働局・大阪府と連携しながら、就職差別撤廃に向けた啓発を継続的に行ってまいります。

### 2-(11)

**新型コロナウイルス感染症拡大における影響の長期化が予想されるなか、事業者への経済的支援が引き続き必要であると考えられるが、具体的に施策・事業が遂行されるため組織・体制をどのように考慮されているか明らかにされたい。**

経済戦略局 企画総務部 総務課

組織体制については、これまで柔軟な組織体制の構築や適正な人員配置に努めているところです。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者支援にかかる組織体制については、可及的速やかに構築するとともに、適宜、職員を増員を行うなど安定的な組織体制を整備してきたところです。

今後とも更なる行政課題に対応できるよう、迅速かつ安定的な組織体制の構築に努めてまいります。

### 2-(12)

**新型コロナウイルス感染症に感染された人や医療従事者等に対する差別や偏見で誹謗中傷や排除が見受けられることから、啓発活動を強力に推進されたい。また、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別されないよう配慮されるとともに、啓発活動を推進されたい。**

健康局 保健所 感染症対策課

本市では、新型コロナウイルスに感染された方やその家族、医療従事者、またエッセンシャルワーカーや外国人などへの、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止を目的とする「シトラスリボンプロジェクト」の趣旨に賛同し、差別や偏見を許さない意思表示として、リボンの作成・着用、職場での掲示など全庁的な取組みを進めています。

新型コロナワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的にしていますが、接種は強制ではなく、副反応などの情報も確認いただき、ご納得のうえで、接種を受けていただいています。

また、医学的な事由等により、接種を受けられない方もおられることから、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていないことを理由に、差別的な行為を行うことはあってはなりません。

新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別は決して許されるものではなく、本市ホームページでの情報発信、ビラの配布等の啓発活動を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に関わる人権問題に対応する相談窓口のご案内も行っています。

今後とも、新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関連した不当な差別が起こらないよう、しっかりと啓発に努めてまいります。

次号へ続く